

令和4年度

五泉市マイホーム等建設支援事業
概 要

五泉市 商工観光課

1. 支援対象者

- (1) 本市に居住し、又は居住するための住宅等を建設（新築、増築、改築を含む）しようとする者若しくは新築住宅を購入する者。
- (2) 建設又は購入する住宅を市内の建築業者に発注して取得する者。ただし、市外の業者に発注した場合は、市内の業者が建設費の7割以上を施工した住宅で、これを証する書面を提出する者。
- (3) 指定金融機関の住宅ローンを利用して住宅を建設する者で、前年1年間の所得金額が800万円以下の者。ただし、公用又は公共的用地等の譲渡に係る租税特別措置法（昭和32年法律第26号）による課税の特例に該当する者は、特別控除後の所得金額が800万円以下の者。
- (4) 建築確認を受け、住宅部分の建築床面積が10平方メートル以上280平方メートル以下で、かつ、住宅専用部分が2分の1を超える住宅を建設する者。ただし、建築確認不要の地域にあつては、これに代わる建築の確認ができる書面を提出する者。
- (5) 住宅専用部分に係る工事費が100万円以上の住宅等を建設する者。
- (6) 指定金融機関からの住宅ローンの借入額が100万円以上で、かつ、償還期間が3年以上の借入をする者。
- (7) 市税を完納している者。

2. 支援金の内容

- (1) 支援対象 1住宅に対し、1交付対象者。

- (2) 支援金

新築・改築・建売住宅購入	上限20万円
増築	上限15万円

- (3) 計算方法 ①住宅専用部分に係る最低工事費100万円に対し10万円。
②100万円を超える額に1パーセントを乗じて得た額。
① + ②（千円未満切捨て）
- (4) 交付期間 交付決定後速やかに交付する

3. 申請受付と方法

(1) 申請受付 4月1日から

※予算の状況によっては希望に添えない場合があります。

(2) 申請方法 住宅の建設又は購入が完了した日（検査済証の検査年月日、取得の場合は引渡書の年月日）から起算して60日以内に商工観光課に提出する。

(3) 添付書類

- ① 金銭消費貸借契約書の写し
- ② 建築確認済証の写し（無い場合は、建築の確認ができる書面）
- ③ 図面（工事届の写し、設計図の写し、図面を含む）
- ④ 建築完了検査済証の写し（無い場合は、完了を証する引渡書の写し）
- ⑤ 建築請負契約書の写し（購入の場合は売買契約書の写し、元請業者が市外の場合は住宅建築工事市内業者施行証明書）
- ⑥ 見積書の写し（総括表）

4. 支援金の交付決定

交付申請の提出があったときは、内容を審査し、交付・不交付の決定を行い申請者に通知する。

5. 交付決定の取消し

以下に該当すると認められたとき、支援金の交付決定を取り消す。

- (1) 住宅を第三者に所有権移転したとき。
- (2) 虚偽の申請、その他不正な行為により交付決定を受けたとき。

6. その他

ご不明な点は、商工観光課へお問い合わせください。

指定金融機関

第四北越銀行、大光銀行、加茂信用金庫、はばたき信用組合、新潟県労働金庫、新潟かがやき農業協同組合の本店及び支店

【参考】五泉市内の指定金融機関名

金融機関名	住 所	電話番号
第四北越銀行五泉支店	本町1-2-33	43-2101
第四北越銀行五泉中央支店		
第四北越銀行村松支店	村松甲1358-2	58-1351
第四北越銀行村松中央支店		
大光銀行五泉支店	駅前1-10-13	43-3944
大光銀行村松支店	村松甲1754	58-6154
加茂信用金庫五泉支店	本町3-4-20	42-4174
加茂信用金庫村松支店	村松甲1769-1	58-7195
はばたき信用組合五泉支店	吉沢2-1-30	43-3151
はばたき信用組合村松支店	村松甲2248-1	58-2121
新潟県労働金庫五泉支店	東本町2-9-2	42-1113
新潟かがやき農業協同組合 五泉支店	旭町7-8	43-3961
新潟かがやき農業協同組合 村松支店	村松1185-2	58-0123

【問い合わせ先】

市商工観光課商工係	太田1094-1	43-3911
-----------	----------	---------

(様式第1号)

五泉市マイホーム等建設支援事業支援金交付申請兼実績報告書

令和 年 月 日

五泉市長 様

〒

申請者 住所
氏名
電話

五泉市マイホーム等建設支援事業支援金について、五泉市マイホーム等建設支援事業支援金交付規程第5条第1項の規定により、下記のとおり関係書類を添えて交付くださるよう申請します。

また、併せて実績を報告します。

記

1 支援金交付申請額 金 円

2 事業完了年月日 令和 年 月 日

3 事業計画兼実績

事業概要	工事種別	□新築 □改築 □増築 □新築住宅の購入				
	住宅の建設を必要とする理由	1 住宅が老朽した 4 世帯分離	2 住宅が狭い 5 借家のため	3 結婚 6 その他		
	床面積	1階 m ²	2階 m ²	3階 m ²	合計 m ²	
	用途別面積	住宅部分 m ²		非住宅部分 m ²		
				住宅割合	%	
	資金計画	A 住宅借入金			円	
		B その他（自己資金等）			円	
		C 建設費（取得費）			円	
		A 住宅借入金の内容				
		金融機関名	①		②	
		借入実行日	令和 年 月 日		令和 年 月 日	
		償還期間	年		年	
		借入額	円		円	
	市内建築業者の施工割合	%		住宅専用部分の工事費 D	円	
	工期	着手	令和 年 月 日		完成	令和 年 月 日
住宅取得に要した費用（D）			円			
支援金	増築	*100,000円+(D-1,000,000)×1% ≤150,000円 (1,000円未満切捨て)			円	
	新築・改築	*100,000円+(D-1,000,000)×1% ≤200,000円 (1,000円未満切捨て)			円	
本人同意事項	<p>私は、五泉市マイホーム等建設支援事業支援金交付に必要な事項として、「市税納税状況」「所得状況」「住民登録」及び必要に応じて行う現地調査等について、当該事業の所管職員が確認する事について同意します。</p> <p style="text-align: right;">氏名</p>					

- (注) 1 該当する項目を○で囲む。
 2 住宅購入の場合は、工期の着手年月日欄は不要。
 3 支援金の額は、*の計算式により算定すること。

4 添付書類

- (1) 金銭消費貸借契約書の写し
- (2) 建築確認済証の写し（無い場合は、建築の確認ができる書面）及び図面
- (3) 建築完了検査済証の写し（無い場合は、完了を証する引渡書の写し）
- (4) 建築請負契約書の写し。購入の場合は売買契約書の写し、元請業者が市外の場合は住宅建設工事施工証明書
- (5) 見積書の写し（総括表）

記入例

(様式第1号)

五泉市マイホーム等建設支援事業支援金交付申請兼実績報告書

令和 年 月 日

五泉市長 様

〒

申請者 住 所

氏 名

電 話

五泉市マイホーム等建設支援事業支援金について、五泉市マイホーム等建設支援事業支援金交付規程第5条第1項の規定により、下記のとおり関係書類を添えて交付くださるよう申請します。

また、併せて実績を報告します。

記

次頁の「支援金」欄に記入した金額を記入。

1 支援金交付申請額 金 円

2 事業完了年月日 令和 年 月 日

次頁の「完成」欄に記入した日付を記入。

3 事業計画兼実績

事業概要	工事種別	□新築 □改築								
	住宅の建設を必要とする理由	1 住宅が老朽した 4 世帯分離								
	床面積	1階	m ²	2階	m ²					
	用途別面積	住宅部分		m ²	非住宅部分	m ²	住宅割合	%		
	資金	A 住宅借入金				円				
		B その他（自己資金等）				円				
		C 建設費（取得費）				円				
	計画	A 住宅借入金の内容								
		金融機関名	①			②				
		借入実行日	令和	年	月	日	令和			
償還期間		年								
				円	円					
				%	住宅専用部分の 工事費 D	円				
工期	着手	令和	年	月	日	完成	令和	年	月	日
住宅取得に要した費用（D）				円						
支援金	増築	*100,000円+(D-1,000,000)×(1,000円未満切捨て)				円				
	新築・改築	*100,000円+(D-1,000,000)×(1,000円未満切捨て)				円				
計算の結果、補助上限額を超える場合は、補助上限額を記入。		私は、五泉市マイホーム等建設支援事業支援金交付に必要な事項として、「市税納税状況」「所得状況」「住民登録」及び必要に応じて行う現地調査等について、当該事業の所管職員が確認する事について同意します。								
		氏名								

C 建設費は見積書、建築請負契約書に記載の総額を記入。
なお、A+B≥C となっていること。

外構、車庫、倉庫等の非住宅部分に係る工事費（税込）を総額から除いた金額を記入。

上段の「住宅専用部分の工事費 D」欄と同額を記入。

建築完了検査済証または住宅の取得を証する引渡書に記載された日付を記入。

計算の結果、補助上限額を超える場合は、補助上限額を記入。

- (注) 1 該当する項目を○で囲む。
 2 住宅購入の場合は、工期の着手年月日欄は不要。
 3 支援金の額は、*の計算式により算定すること。

4 添付書類

- (1) 金銭消費貸借契約書の写し
- (2) 建築確認済証の写し（無い場合は、建築の確認ができる書面）及び図面
- (3) 建築完了検査済証の写し（無い場合は、完了を証する引渡書の写し）
- (4) 建築請負契約書の写し。購入の場合は売買契約書の写し、元請業者が市外の場合は住宅建設工事施工証明書
- (5) 見積書の写し（総括表）